

令和4年2月7日

呉服小学校保護者 様

池田市教育委員会

家庭内における濃厚接触者の取り扱い等について

標記の件につきまして、令和4年2月3日付で大阪府ホームページに「濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある方を含む）の方へ」が掲載され、自宅待機期間の取り扱いが変更となったことが周知されました。つきましては、以下の変更点をご確認いただき、出席停止期間をご判断ください。

●同居家族が陽性となりその濃厚接触者になった場合、次の①②のいずれか遅い方を0日目として7日間の自宅待機を行い、8日目に待機解除となる

①患者の発症日（無症状の場合は検体採取日）

②住居内で感染対策（マスクの着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共有を避ける、消毒等の実施など）を講じた日

（※ただし、同居家族の中で別の陽性者が出た場合は、改めてその発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する）

また、陽性者の自宅待機期間については次のとおりとなっておりますので、ご確認ください（今回の大阪府の発表による取り扱いの変更はございません）。

●有症状：発症日を0日目として10日間

無症状：検体採取日を0日目として7日間

参考：大阪府 HP 「濃厚接触者（濃厚接触の可能性のある方を含む）へ」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/noukousessyokusya.html>